

第二十三回国会 衆議院 農林水産委員会 議録 第十一号

(1110)

昭和三十年十二月十五日(木曜日)

午後零時十四分開議

出席委員

- 委員長 村松 久義君
- 理事吉川 久衛君 理事笹山茂太郎君
- 理事助川 良平君 理事山口長治郎君
- 理事稻富 稜人君
- 赤澤 正道君 足立 篤郎君
- 五十嵐吉藏君 石坂 繁君
- 大野 市郎君 大森 玉木君
- 加藤常太郎君 木村 文男君
- 楠美 省吾君 小枝 一雄君
- 中馬 辰猪君 綱島 正興君
- 本名 武君 松浦 東介君
- 松野 綱三君 赤路 友藏君
- 淡谷 悠藏君 伊瀬幸太郎君
- 井谷 正吉君 石田 宥全君
- 川俣 清音君 佐竹 新市君
- 中村 時雄君 芳賀 貢君
- 日野 吉夫君 久保田 豊君

出席政府委員

- 農林政務次官 大石 武一君
- 委員外の出席者
- 農林事務官 渡部 伍良君
- (農産局長) 農林事務官 黒河内 修君
- (畜産局長) 農林事務官 岩隈 博君
- (監督局長) 専門員

十二月十五日
委員松田鐵藏君辞任につき、その補欠として加藤常太郎君が議長の名目で委員に選任された。

十二月十四日

日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特別に関する法律案(内閣提出第一〇号)

同日

農地改革の行過ぎ是正に関する請願(永田亮一君紹介)(第三四〇号)

同外二件(久野忠治君紹介)(第三九七号)

同外三件(福永健司君紹介)(第三九八号)

同外一件(仲川房次郎君紹介)(第四二七号)

同外二件(清瀬一郎君紹介)(第四二八号)

同(仲川房次郎君紹介)(第四五二号)

同(世耕弘一君紹介)(第四五五号)

同(仲川房次郎君紹介)(第五〇六号)

同(仲川房次郎君紹介)(第五〇九号)

田尻川沿岸かんがい排水総合改修事業促進に関する請願(大石武一君紹介)(第三四一号)

同(愛知探一君紹介)(第三四二号)

横別府地区農官畑地かんがい事業促進に関する請願(二階堂進君紹介)(第三七三号)

同(二階堂進君紹介)(第三七四号)

同(二階堂進君紹介)(第三七五号)

同(二階堂進君紹介)(第三七六号)

同(二階堂進君紹介)(第三七七号)

同(二階堂進君紹介)(第三七八号)

同(二階堂進君紹介)(第三七九号)

同(二階堂進君紹介)(第三八〇号)

同(二階堂進君紹介)(第三八一号)

同(二階堂進君紹介)(第三八二号)

同(二階堂進君紹介)(第三八三号)

同(二階堂進君紹介)(第三八四号)

同(二階堂進君紹介)(第三八五号)

同(二階堂進君紹介)(第三八六号)

同(二階堂進君紹介)(第三八七号)

同(二階堂進君紹介)(第三八八号)

同(二階堂進君紹介)(第三八九号)

同(二階堂進君紹介)(第三九〇号)

同(二階堂進君紹介)(第三九一号)

同(二階堂進君紹介)(第三九二号)

同(二階堂進君紹介)(第三九三号)

同(二階堂進君紹介)(第三九四号)

同(二階堂進君紹介)(第三九五号)

同(二階堂進君紹介)(第三九六号)

同(二階堂進君紹介)(第三九七号)

同(二階堂進君紹介)(第三九八号)

同(矢尾喜三郎君紹介)(第四五〇号)

同(草野一郎不君紹介)(第四五三号)

同(小林郁君紹介)(第四五四号)

米穀の統制撤廃反対に関する請願(井出一太郎君紹介)(第三九六号)

同(井出一太郎君紹介)(第三九六号)

同(井出一太郎君紹介)(第三九六号)

同(井出一太郎君紹介)(第三九六号)

同(井出一太郎君紹介)(第三九六号)

同(井出一太郎君紹介)(第三九六号)

同(井出一太郎君紹介)(第三九六号)

同(井出一太郎君紹介)(第三九六号)

同(井出一太郎君紹介)(第三九六号)

同(井出一太郎君紹介)(第三九六号)

同(井出一太郎君紹介)(第三九六号)

同(井出一太郎君紹介)(第三九六号)

同(井出一太郎君紹介)(第三九六号)

同(井出一太郎君紹介)(第三九六号)

同(井出一太郎君紹介)(第三九六号)

同(井出一太郎君紹介)(第三九六号)

同(井出一太郎君紹介)(第三九六号)

同(井出一太郎君紹介)(第三九六号)

同(井出一太郎君紹介)(第三九六号)

同(井出一太郎君紹介)(第三九六号)

同(井出一太郎君紹介)(第三九六号)

同(井出一太郎君紹介)(第三九六号)

同(井出一太郎君紹介)(第三九六号)

同(井出一太郎君紹介)(第三九六号)

同(井出一太郎君紹介)(第三九六号)

同(井出一太郎君紹介)(第三九六号)

同(井出一太郎君紹介)(第三九六号)

同(井出一太郎君紹介)(第三九六号)

同(井出一太郎君紹介)(第三九六号)

同(井出一太郎君紹介)(第三九六号)

同(井出一太郎君紹介)(第三九六号)

同(井出一太郎君紹介)(第三九六号)

同(井出一太郎君紹介)(第三九六号)

同(井出一太郎君紹介)(第三九六号)

同(井出一太郎君紹介)(第三九六号)

同(井出一太郎君紹介)(第三九六号)

自作農維持創設資金融通法の一部改正に関する請願(和田博雄君紹介)(第五〇八号)

同(和田博雄君紹介)(第五〇八号)

同(和田博雄君紹介)(第五〇八号)

同(和田博雄君紹介)(第五〇八号)

同(和田博雄君紹介)(第五〇八号)

同(和田博雄君紹介)(第五〇八号)

同(和田博雄君紹介)(第五〇八号)

同(和田博雄君紹介)(第五〇八号)

同(和田博雄君紹介)(第五〇八号)

同(和田博雄君紹介)(第五〇八号)

同(和田博雄君紹介)(第五〇八号)

同(和田博雄君紹介)(第五〇八号)

同(和田博雄君紹介)(第五〇八号)

同(和田博雄君紹介)(第五〇八号)

同(和田博雄君紹介)(第五〇八号)

同(和田博雄君紹介)(第五〇八号)

同(和田博雄君紹介)(第五〇八号)

同(和田博雄君紹介)(第五〇八号)

同(和田博雄君紹介)(第五〇八号)

同(和田博雄君紹介)(第五〇八号)

同(和田博雄君紹介)(第五〇八号)

同(和田博雄君紹介)(第五〇八号)

同(和田博雄君紹介)(第五〇八号)

同(和田博雄君紹介)(第五〇八号)

同(和田博雄君紹介)(第五〇八号)

同(和田博雄君紹介)(第五〇八号)

同(和田博雄君紹介)(第五〇八号)

同(和田博雄君紹介)(第五〇八号)

同(和田博雄君紹介)(第五〇八号)

同(和田博雄君紹介)(第五〇八号)

同(和田博雄君紹介)(第五〇八号)

同(和田博雄君紹介)(第五〇八号)

同(和田博雄君紹介)(第五〇八号)

同(和田博雄君紹介)(第五〇八号)

同(和田博雄君紹介)(第五〇八号)

同(和田博雄君紹介)(第五〇八号)

同(和田博雄君紹介)(第五〇八号)

同(和田博雄君紹介)(第五〇八号)

同(和田博雄君紹介)(第五〇八号)

陳情書(長崎県町村議会議長会長浦口淳一)(第二六四号)

同(長崎県町村議会議長会長浦口淳一)(第二六四号)

同(長崎県町村議会議長会長浦口淳一)(第二六四号)

同(長崎県町村議会議長会長浦口淳一)(第二六四号)

同(長崎県町村議会議長会長浦口淳一)(第二六四号)

同(長崎県町村議会議長会長浦口淳一)(第二六四号)

同(長崎県町村議会議長会長浦口淳一)(第二六四号)

同(長崎県町村議会議長会長浦口淳一)(第二六四号)

同(長崎県町村議会議長会長浦口淳一)(第二六四号)

同(長崎県町村議会議長会長浦口淳一)(第二六四号)

同(長崎県町村議会議長会長浦口淳一)(第二六四号)

同(長崎県町村議会議長会長浦口淳一)(第二六四号)

同(長崎県町村議会議長会長浦口淳一)(第二六四号)

同(長崎県町村議会議長会長浦口淳一)(第二六四号)

同(長崎県町村議会議長会長浦口淳一)(第二六四号)

同(長崎県町村議会議長会長浦口淳一)(第二六四号)

同(長崎県町村議会議長会長浦口淳一)(第二六四号)

同(長崎県町村議会議長会長浦口淳一)(第二六四号)

同(長崎県町村議会議長会長浦口淳一)(第二六四号)

同(長崎県町村議会議長会長浦口淳一)(第二六四号)

同(長崎県町村議会議長会長浦口淳一)(第二六四号)

同(長崎県町村議会議長会長浦口淳一)(第二六四号)

同(長崎県町村議会議長会長浦口淳一)(第二六四号)

同(長崎県町村議会議長会長浦口淳一)(第二六四号)

同(長崎県町村議会議長会長浦口淳一)(第二六四号)

同(長崎県町村議会議長会長浦口淳一)(第二六四号)

同(長崎県町村議会議長会長浦口淳一)(第二六四号)

同(長崎県町村議会議長会長浦口淳一)(第二六四号)

同(長崎県町村議会議長会長浦口淳一)(第二六四号)

同(長崎県町村議会議長会長浦口淳一)(第二六四号)

同(長崎県町村議会議長会長浦口淳一)(第二六四号)

同(長崎県町村議会議長会長浦口淳一)(第二六四号)

同(長崎県町村議会議長会長浦口淳一)(第二六四号)

同(長崎県町村議会議長会長浦口淳一)(第二六四号)

同(長崎県町村議会議長会長浦口淳一)(第二六四号)

同(長崎県町村議会議長会長浦口淳一)(第二六四号)

同(長崎県町村議会議長会長浦口淳一)(第二六四号)

同(長崎県町村議会議長会長浦口淳一)(第二六四号)

同(長崎県町村議会議長会長浦口淳一)(第二六四号)

すぎたまばえを森林病虫害に指定の陳情書(東京都議會議長四宮久吉)(第二一五号)

漁業権更新に要する経費全額国庫負担に關する陳情書(東京都議會議長四宮久吉)(第二二五号)

沿岸小型漁船に政府資金融資に關する陳情書(東京都議會議長四宮久吉)(第二三三号)

米の直接統制継続に關する陳情書(盛岡市不來方町岩手県婦人団体連絡協議會長代理及川トミ外一万四千八百名)(第三〇二号)

を本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

日本中央競馬会の厩庫納付金等の臨時特例に關する法律案(内閣提出第一〇号)

○村松委員長 これより會議を開きます。

昨十四日付託になりました内閣提出日本中央競馬会の厩庫納付金の臨時特例に關する法律案を議題といたします。審査に入ります。提案の趣旨について政府の説明を求めます。大石政務次官。

日本中央競馬会の厩庫納付金等の臨時特例に關する法律案

日本中央競馬会の厩庫納付金等の臨時特例に關する法律案

第一条 日本中央競馬会(以下「競馬会」といふ)は、その所有する建築物が震災その他の災害により著しい被害を受け、又は朽腐して、保安上危険があり、その復旧又は改築をすみやかに行うことが必要であると認められる場合において、その復旧又は改築に必要な資金を調達することが著しく困難であるときは、この法律の施行の日から昭和三十五年十二月三十一日までの間、競馬の開催による収入をもつてその復旧又は改築に要する費用に充てるため、競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)第三條第一項の規定にかかわらず、年二回を限り、農林大臣の許可を受けて臨時に同法による競馬を開催することができる。

築をすみやかに行うことが必要であると認められる場合において、その復旧又は改築に必要な資金を調達することが著しく困難であるときは、この法律の施行の日から昭和三十五年十二月三十一日までの間、競馬の開催による収入をもつてその復旧又は改築に要する費用に充てるため、競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)第三條第一項の規定にかかわらず、年二回を限り、農林大臣の許可を受けて臨時に同法による競馬を開催することができる。

第二条 競馬会は、日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)第二十七條第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、前條の規定により開催する競馬につき競馬法第五條の規定により発売する勝馬投票券の発売金額から同法第十二條第五項の規定により返還すべき金額を控除した残額の百分の十一に相当する金額の全部又は一部を厩庫に納付することを要しない。

附則

この法律は、昭和三十一年一月一日から施行する。

○大石(武)政府委員 ただいま議題となりました日本中央競馬会の厩庫納付金の臨時特例に關する法律案につきまして提案の理由を御説明いたします。

日本中央競馬会の所有する観覧スタンド等の競馬場設備は、その多くが戦前の建設に過ぎず、しかも木造建築が大部分を占めており、そのため、耐用年数を越えた老朽の設備となっており、

保安上から見まして危険と認められるものが少なくないという実情であり、また、従いまして一たび不測の災害が起りました際には、多数の観客が集まる場所であり、ことから、これによって生ずるであろう惨害は、まことに恐るべきものがあるやに思われるのであります。

しかるに競馬会は、昨年の秋、秋足い、日なおいまだ、経営の基盤も非常に薄弱であり、しかも最近の勝馬投票券の売上額をみますと、他の競合事業との関係もあり、その額は当初予定いたしました額を多少下回っており、現在に於きましては、これら設備の復旧または改築に要する資金はもとより、通常必要とされます減価償却のための資金も容易に捻出し得ない状態にあるのであります。

従いまして、かかる設備の復旧または改築を早急に行い、保安上の危惧を除き、さらには政府出資財産の保全管理を全からしめ、今後なお一層経営の合理化に努めさせますことはもちろんであります。競馬会の現状にかんがみ、この際何らかの特別の措置を講ずることが必要であると考えられ、まして、昭和三十一年より五カ年間に限りその復旧または改築を行うため必要な資金を調達することが著しく困難であると認められる場合において、年二回の範囲内において農林大臣の許可を得て臨時競馬を開催し、その納付金についてはその全部または一部を免除することとし、これにより競馬会の所有設備の急速なる整備を行われしめよう

という目的をもちまして、この法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○村松委員長 これより質疑に入り、順次これを許します。稲富稜人君。

○稲富委員 ただいま御提案になりました競馬会の臨時特例に關する法律案に對しまして二、三お尋ねいたしたいと思ひます。

まず本法案を通常國會を待たずして臨時國會に突如としてお出しになつたその根拠を承わりたいと思ひます。

○大石(武)政府委員 日本競馬会の會計年度が十二月一ばいでございますので、十二月中に予算を立てなければなりませんという根拠から、急いで出した次第でございます。

○稲富委員 通常國會においてこれを決定することになりましたら、その改修等に及ぼす影響はどうかということに對してでございますか、この点の見通しをお願ひいたします。

○渡部説明員 ただいま政務次官から御答弁申上げましたように、一月から競馬会の來會計年度が始まりますので、その中に具體的の改修の実施計画を織り込まなければならぬ。従いましてそれに間に合うように諸般の準備をいたしたい。そのためにはどうして準備に必要な法律上の問題を解決しておく必要があると思ひます。

○稲富委員 私たちもこのスタンドが非常に老朽化してあるという事実は十分承知いたしておるのでございまして、これに對する改築の必要に對してはわれわれは何も意見を持つものではございません、ただ臨時國會にこれを提出

されまして通過いたしましたならば、いつごろ工事にかかるか、あるいは通常國會に持っていくてこの法律案がもし通過した場合には、いつごろからその改築工事がなされるものであるか、この点の時日上の開きがどういふ結果になるかということを一応承わつておきたいと思ひます。

○渡部説明員 臨時國會で法律案を通していただきますれば、即刻できるものであります。通常國會になりますと、私どもの心配いたしますのは、來春になると思ひます。そうしますれば、それだけ準備がはかされてくることになり、御承知のように、耐用年数超過八年ということでありまして、(笑)分的にも一日も早く手をつけて、皆さんに安心していただきたい。これは競馬会が設立されたからの問題であります。その後資金繰り等がありまして、どうやるかという相談をし、さらに専門家に頼みまして、重力試験とか、耐久試験とかいふものをずっと続けてきておつたのであります。それも大体できまして、即刻手をつけたい、一日も早く安心ができるようにしたい、というのであります。

○稲富委員 ならば提出された法律案の第一條に「年二回を限り、農林大臣の許可を受けて臨時に同法による競馬を開催することができ、」という文句があるのでございまして、これは現在競馬が開催されておりますが、その規定以外に、さらに二回を臨時に開催する、こういうような意義にとれるのでございまして、そういう事実であるか、その点の解釈を承わりたい。

○渡部説明員 御承知のように競馬法第三條「中央競馬の開催は、競馬場

を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○村松委員長 これより質疑に入り、順次これを許します。稲富稜人君。

○稲富委員 ただいま御提案になりました競馬会の臨時特例に關する法律案に對しまして二、三お尋ねいたしたいと思ひます。

まず本法案を通常國會を待たずして臨時國會に突如としてお出しになつたその根拠を承わりたいと思ひます。

○大石(武)政府委員 日本競馬会の會計年度が十二月一ばいでございますので、十二月中に予算を立てなければなりませんという根拠から、急いで出した次第でございます。

○稲富委員 通常國會においてこれを決定することになりましたら、その改修等に及ぼす影響はどうかということに對してでございますか、この点の見通しをお願ひいたします。

○渡部説明員 ただいま政務次官から御答弁申上げましたように、一月から競馬会の來會計年度が始まりますので、その中に具體的の改修の実施計画を織り込まなければならぬ。従いましてそれに間に合うように諸般の準備をいたしたい。そのためにはどうして準備に必要な法律上の問題を解決しておく必要があると思ひます。

○稲富委員 私たちもこのスタンドが非常に老朽化してあるという事実は十分承知いたしておるのでございまして、これに對する改築の必要に對してはわれわれは何も意見を持つものではございません、ただ臨時國會にこれを提出

されまして通過いたしましたならば、いつごろ工事にかかるか、あるいは通常國會に持っていくてこの法律案がもし通過した場合には、いつごろからその改築工事がなされるものであるか、この点の時日上の開きがどういふ結果になるかということを一応承わつておきたいと思ひます。

○渡部説明員 臨時國會で法律案を通していただきますれば、即刻できるものであります。通常國會になりますと、私どもの心配いたしますのは、來春になると思ひます。そうしますれば、それだけ準備がはかされてくることになり、御承知のように、耐用年数超過八年ということでありまして、(笑)分的にも一日も早く手をつけて、皆さんに安心していただきたい。これは競馬会が設立されたからの問題であります。その後資金繰り等がありまして、どうやるかという相談をし、さらに専門家に頼みまして、重力試験とか、耐久試験とかいふものをずっと続けてきておつたのであります。それも大体できまして、即刻手をつけたい、一日も早く安心ができるようにしたい、というのであります。

○稲富委員 ならば提出された法律案の第一條に「年二回を限り、農林大臣の許可を受けて臨時に同法による競馬を開催することができ、」という文句があるのでございまして、これは現在競馬が開催されておりますが、その規定以外に、さらに二回を臨時に開催する、こういうような意義にとれるのでございまして、そういう事実であるか、その点の解釈を承わりたい。

○渡部説明員 御承知のように競馬法第三條「中央競馬の開催は、競馬場

とに、年三回以内」ということになつております。しかしただし書きがありまして「天災地変その他やむを得ない事由に因り、一競馬場において年三回開催することができないときは、その開催することのできない回数中央競馬は、他の競馬場において開催することができると」ということになっております。この規定をそのまま適用いたしますれば、御承知のように札幌、福島、中山、東京、中京、京都、阪神、小倉等十二の中央競馬場がございます。従つて三回をかけた場合は、三十六回開催することができるわけでありまして、ところが御承知のように、札幌、福島等につきましては、馬の関係あるいは施設の関係等において、十分開催することができません。従ひましてそういう所のできない回数をほかの競馬場で開催してきておるのであります。ここに法律に書いてございます意味は、中央競馬として三条によつて開催される総数のうちの二回を臨時競馬にしよう、こういうことでもあります。それを實際にみます場合には、三条のただし書きの規定を用ひまして、たとえば中山なら中山で、札幌でやらない分を借りて中山の回数をふやす、あるいは府中の競馬の回数をふやす、こういうふうにいたしたいと思つておられます。それと同時に、二回というのを出してあります法律案の第二条に關係するのであります。復旧費用に充てるために、特に農林大臣の許可を得た場合には、その許可を得て開催した回数の競馬は、二回をこえてはいけない、二回まで、年によつて一回なり二回ということになりまして、その競馬の上りは、中央競馬会法二十七条の規定による政府に対する

納付金を納めないで、直接競馬会が改築、修築に使つてよろしい、こういうために二回と出しておるのであります。○稲富委員 本日この法律案をもちつたのでございますが、ただいま局長の御答弁のようになりまして、特別の競馬でありまして、その特別の競馬といふものを二回開催すると、それによつてどのくらいの収入が上るものであるか、どのくらいの改築費用が上るものであるかというところは、一応お示しになることが当然であると思つております。そういう予算的なことは一つも御説明なくして、ただばく然とこの法律案だけをお出しになるといふことは、われわれはその根拠といふものが非常に薄弱であると思つて、その点一つ予算上の御説明を承わりたいと思つてあります。

○大石(武)政府委員 お答えいたします。一回の競馬は通常八日でございます。従ひまして二回となりまして十六日でございます。今お手元にお配りした資料がございますが、これによりまして約一億五千八百万円近くの収入が予定されておるわけでございます。中山の修築費は約四、五億かかるようでございますので、二年あるいは二年半で十分に上げ得るものと思つて次第でございます。

○稲富委員 さらにお尋ねいたしたいと思つております。今度改築問題でどういふ特別の予算措置をお考えになつたと思つておりますが、元來私たちが競馬法の改正正當時から非常に望ましいとしておりましたことは、競馬の運営に對する民主化だといふ問題でありまして、ことに競馬に對しましては、危険な立場にある従業員關係者等の身分の

保障等の問題も、その当時から十分論議されております。ところがそういう關係者の身分保障等は、やはり財源難のために今日まで実現されてないといふような実情であるのでございまして、これは当然國家が現在スタンド等の老朽化したものを改築することを大きく取り上げて考えると同時に、やはり身分保障がない關係者に対する十分の保障を考えなければならぬと思つて、こういう問題を放任しておつて改築だけを考えられるといふことは、非常に片手落ちだと思つて、こういうようなことに対しては何か別にお考えがあるのか、この点われわれは競馬法改正正當時から身分の問題は非常に論ぜられておりましたので、これに對する考え方もこの機会に一つ承わりたい。ことに政府といたしましては監督關係があるので、それに対するいかなる監督をしていらっしゃるか、その点もこの機会に承わつておきたいと思つてあります。

○渡部説明員 中央競馬会法の法案審議の際に、ただいまお示しになりましたような御意見を承わつております。それに基づきましてたとえば共済組合の制度であるとか、あるいは既舎關係者の共済制度の問題とか、順次検討を加えてきております。諸規定等についても審議會等の意見も伺ひまして順次直しております。しかし何と云へば三十年年度の予算で見ますと、当初百十五億の売り上げがあるといふのが、デフレその他の關係で百十億くらいしか売れない。従つて競馬会の財政状態が非常にきつてつてありまして、一方では競馬会の予算の補正をしまして、五〇程度の管理事業費を節約させると

か、あるいは諸施設の償却費等も會計検査院の検査の結果、非常に償却費の見方が少い。三億以上を見るべきところが實際には一億何がしか見てない。三十年年度の予算で見ますとそれが一億はおろか、五千万円も計上できない、こういう状況でありますので、われわれとしましては、十分なことはまだ報告申し上げる程度に止つておりましたが、御注意の点は十分検討を加えてきておるのであります。

○稲富委員 競馬の運営等に對する監督の問題に對しましては、私いろいろ意見がありますけれども、この機会には省きまして、いずれかの機会にさらにお御検討をお願いしたいと思つてあります。

最後に、結論として私お尋ねしたいのは、先刻から局長の答弁によりまして、それでは今度の臨時特例に關する法律によりまして、従来よりも競馬の回数が増えるものではないといふことだけは、あなたの方で確認いたされるのであるか。その点をはっきり政府の御答弁を承まして、私は質問を打ち切りまして、ほかの同僚から質問していただくことにいたします。

○渡部説明員 これは先ほど申し上げましたように、一競馬三回のあれができませんので、たとえば札幌、福島等では十分な回数が行える準備ができてなかつたのであります。従ひまして、そういうところの復旧が進んで参りましたので、回数としては、三十六回までいけませんけれども、二十九回開催したい。従つて三十年年度に比べますと、開催回数としてはふやさないといふこと

とになっております。しかしそれはあくまでも法律の範囲内でやりたい、こういうふうにご考慮しております。

○村松委員長 中村時雄君。

○中村(時)委員 私も、同僚の稲富委員から御質問がありました。その内容と、それから今度出されたこの法律案に對する提案理由の説明の中の疑義を二、三お尋ねしたい。

御存じのように、こういう競馬のよるな賭博的な行為は、私たちは原則として反対であります。しかしそれが國官から民営に移つた際に、今まで政府の方に納入するものが八割であつたものを一割にしたはずである。その際に、その設備の問題あるいは減価償却の問題も考えた結果に於いて、皆さん方は承認をされた。そこで國が持つておつた建物、財産を競馬会に移行をし、この競馬会がその財産権をしっかりと持つという結果が出てきたわけですね。そこですべての責任は、少くともその当時から考えますと、中央競馬会にあるものである。このよるな原則が成り立つてくるわけなんでありまして。

そこで、今局長のおっしゃつた内容の中から一、二お尋ねしたいのは、あなたは今諸般の準備のために、少くとも今度の臨時國會においてこれを使つていきたい、とおっしゃる。そうすると、諸般の準備といふあなたの考えでいらつしやる期間、これは一体どのくらいなのか、あるいはその諸般の準備に要する費用あるいは計画、そういうものを一応御説明願ひたいと思つてあります。

○渡部説明員 先ほど御説明申し上げましたように、一月から新會計年度が

始まりますので、その収支予算は年内に農林大臣及び大蔵大臣と協議して認可しなければならぬのであります。そういう意味で、もう期間が非常に切迫している、こういうことではあります。

○中村(時)委員 もうあと余すところ一日で臨時国会が終るのであります。来年に入っても、来年の通常国会は一月二十日前後であるかと推察される。そうすると、たとえばこの臨時国会が通常国会に移行された場合、通常国会に提出をされてやってみたら、その期日というものはそう長くはかからないと思う。そこで問題になるのは、その建物が、通常国会までの期間において非常に危険であるかどうか、今速急に、きょうかをすかしての建物を撤廃し、新しい建築に入らなくちゃならぬ、そういう認識をあなたはどういうふうになさるのか。

○大石(武)政府委員 回答いたしました。建物がか半月や一月ですぐどうのこのうのことは、私専門家でありませんが、おそらくないと思えます。しかし建物が悪い、耐用年数をはるかに越えて、非常に危険があるという感じも持っておりますので、一日も早くしたいというのがわれわれの念願でございます。そうすることがやはり一般の観客に対するわれわれの義務でもあるかと考へる次第であります。そういう一日も早く安心してこれを使いたいという気持ちと、もう一つは、会計年度はやはり来年の一月から始まりますので、来年の計画はすべて今年中に農林大臣、大蔵大臣の認可を得なければなりません、明らかに日本競馬会の不手ぎわにもなることであり、ひいてはわれわれ

れ当局の監督の怠慢ということにもなるのでありますから、できることならば、少し無理をお願いしても、年内に成規の手続を終らしたい、これがわれわれの念願であります。

○中村(時)委員 今のははっきりしたわけですが、さしずめすぐぶつ倒れるという危険性は考えられない。しかしいろいろな経理上あるいは今言った年度末にやりたいという意思は今言った年日も早くやりたい、こういうことなんですね。それで一つの問題は大体はっきりいたしました。

次にお尋ねしたいのは、ただいま提案理由の説明に当りまして、その二枚目の一行目に「その額は当初予定いたしました額を多少下回り」と言っておりますが、これはどの程度多少下回りますか。それから次の次の行に「通常必要とされず減価償却のための資金も容易に捻出し得ない状況にあるのであります」と。その減価償却というものを幾らに考へたか。当初これが民間に移る場合に、当然減価償却というものもその中に含めた結果において承認されたものであるかと私は思う。ところが突然ここにこういうふうに出てきたというのを考へましたときに、その点に對する誤解のないようにするために私は質問しておきたい。

○大石(武)政府委員 この競馬会が民間に移ります当初には百三十億円の取入を予定いたしました。その後経過にかんがみまして、百十五億円というものを取入の基準にしたわけでございます。ところが昨年ほどというわけが非常に不振でございましたが、現在におきましては大体百十億円の売り上げに達するだろうという見込みがついた

わけでございますけれども、なお目標には五億円の不足があるわけでございます。その他のことにつきましては説明員よりお答えいたさせます。

○黒河内説明員 ただいまの中村委員からの御質問に對しましてお答えしたいと思つております。ただいま政務次官がおっしゃいました中央競馬会法を作るときの政府の考へ方といたしましては、先生十分御存じのように、百三十億くらい売ろう、こういう予定でございます。そのくらい売れば七千万円くらいできるだろう、こういう見通しでございました。ところが最近におきまして、昨年九月の参議院の競馬会が売り上げを見ますと、きわめて低調でありまして、たとえば、本年につきましては、当初予算といたしましては、一億百十五億を予定しておつたのでございますけれども、上半期の成績が前年度を非常に下回るような状況でございましたので、農林省といたしましては実行予算を編成いたしました。売り上げの減退に伴う赤字を防止するために経費の節約等の措置を講じておつたわけでございます。ただいまのところ、本年一月から十二月までの大体の見通しは百十億見込におさまる——これは秋から中山等において御存じのように日曜日におきましては約一億見込いき、大体予定の額に達するわけで、多少秋口によく来たという関係から、百十億見込にはいってと思つております。本年の収支の結論から申しますと、減価償却といたしましては五千万円程度しか損益計算において出てこない。しかもその五千万円と申しますのは、すでに競

馬会において馬の頭数の増加に伴いまして二、三の競馬場における厩舎の新築といったようなものが約二千五百万円くらいありますので、結局ほんとうの意味の減価償却に当るようなものは二、三千万円というふうな、きわめて低調な数字になっておるのでございまして、しかも将来の問題を考へてみますときに、各種の競技がきわめて競合いたしておりますし、今にわかには競馬会の売り上げが百三十億に増大するといふようなことはとうてい考えられないわけでございます。従いまして経費の削減はやりやすけれども、かかる措置によりまして何とか早く老朽施設の改修をやりたいというふうに考へておるわけでございます。

○中村(時)委員 そういたしますと、先ほど政務次官がおっしゃったように、予定は百三十億と立てながら、実際には百十五億と押えた。その押え方が、おそらく平均的に考へられて押えた基準になったのだからと思つております。ところが現実の面といたしまして一、二%を国庫納付金にした場合に、現在九億八千三百万円を基本として取り上げられていらつしやるのですね。ところが実際に出てくる金額は幾らかと、十二億円くらいはあるのじゃないかというのです。そういたしますとこの押えた百十五億円というものは、一体納付金といたしましては幾らのはかりの金額になって現われるかというところが第一点。第二点は、先ほども言ったように減価償却の問題にいたしまして、五千万円というものを予定しておつたけれども、新しい厩舎を建てるので二千五百万円くらい余分に要すると言つたが、この問題と減価償却の問

題とは別個の問題であります。そういうことをもって口実にするということはおもつと私には解しかねるのであります。そういうことが認められるならば、経費の差し繰りやいろいろなことの中からは生まれてくるんじゃないかと推察さへ生まれてくる。だからそういう点はよほど注意をして発言をしていただきたいと思います。

○渡部説明員 お話のように三十年度の歳入予算では、売り上げ百十五億に對して一、二%の十二億六千万円計上すべきところを九億八千三百万円の計上になっております。これは国の収入を確保ならしめるために、財務当局でそういうふうに行つておるものと考へるのであります。お説のように中央競馬会法案審議のときに、伸びるか伸びないかというふうな出たおつたように承知しております。一方からいいますと伸びないという説もありまして、財務当局としては安全を見込んで出しておるであらうと思つております。従いまして現実に三十年度の売り上げが百十五億あるとしますれば納付金は十二億出るはずでありまして、歳入予算に計上されておるよりもよけい金が出ることは間違いないだろう、こういうふうには考へられます。

○中村(時)委員 だんだん話がまよつてきますが、そうすると予算の上では九億八千三百万円もあればよろしいというたわれておる、ところが実際は十二億円出てきた、そうするとその差額金さへどうにかすればよろしいということになる。それでよろしい。実際にあなたの見たのは百十五億として十二億くらいのものが上るのだが、実際の

馬会において馬の頭数の増加に伴いまして二、三の競馬場における厩舎の新築といったようなものが約二千五百万円くらいありますので、結局ほんとうの意味の減価償却に当るようなものは二、三千万円というふうな、きわめて低調な数字になっておるのでございまして、しかも将来の問題を考へてみますときに、各種の競技がきわめて競合いたしておりますし、今にわかには競馬会の売り上げが百三十億に増大するといふようなことはとうてい考えられないわけでございます。従いまして経費の削減はやりやすけれども、かかる措置によりまして何とか早く老朽施設の改修をやりたいというふうに考へておるわけでございます。

大蔵省の予算においては九億八千三百万円の予算を計上しているわけですが、そうするとやはり差額が出てくるわけですが、その差額金をどうにかするべきか、という考え方がなってくると思はるが、あなた方はどう思うように考えられますか。

○大石(武)政府委員 中村委員のおっしゃる通りでございます。実はさくばらんに申し上げると、われわれは初めはその差額金を負けていたのだ、というところを考へておいたわけでございますが、いろいろ研究いたしましたら、この方が格好がいいということになりました。その方法をどうにかしてございまして、その点御了承いただきます。

○中村(時)委員 ポロを出さぬようによくやってみようと思つて、そうすると今言ったようにございまして、先ほど稲富委員からも聞いたように、年二回の範囲内において農林大臣の許可を得て臨時に競馬を開催するとなつておるが、この必要があるかないかという問題になつてくる。たとえば年二回の範囲内において農林大臣の許可を得て云々ということに対して局長はいろいろとを言つておる。現に年に三回行われておる範囲内において、そういう結論でしよう。そうすると、それが違ふといふことになれば、別にフランス・アルプ年二回といふことになるのか、あるいは今認められておる範囲内において、たとえば北海道で三回やるのを一回にして二回を中山競馬場に持つてやるか、どちらかになりま

す。ところがこの内容を見ると、どちらにでもとれるような書き方を

しておりますが、これに対してどうお考えになりますか。

○大石(武)政府委員 お答えいたします。法律では一競馬場ごとに一年に三回となつておるでございますが、御承知のように競馬場はたくさんございませうけれども、新潟とかその他のところでは競馬をやらないで遊んでおるわけでございます。実は中山とか府中とかというところは走り上げも多し、経営もよいので、小倉とか新潟とかの分をこちらに持つて参りましてやつておるわけでございます。従いましてこの法案によりましては、去年の回数よりも二回フランスということになるわけでございます。

○中村(時)委員 そうすると稲富委員が聞いたの意味がだいたい分つてくる。現実には競馬法に定められておるほかにフランス・アルプ年二回、こういうことですね、二人の意見が違ふのです。政務次官はそれだと言つて、局長は違ふと言つておるのです。

○渡部説明員 競馬会法第三条では「競馬場ごとに、年二回」とあります。十二カ所ありますから三十六回開けるわけでございます。ところが先ほどからお話がありますように札幌、福島、新潟等は、馬の輸送の関係とか施設の関係等で開催ができないものですか、その分を東京とか中山その他の方面に持つて参つてやつておるわけでありませう。その三十六回の範囲内で二回を開きたいといふのでありまして、ある競馬場におきましては、三条のただし書きの規定によりまして三回は五回になり、あるいは六回になる場合が出てくるのであります。

○中村(時)委員 そうするとさっきの

政務次官の答弁は訂正しておかなければならぬ。この範囲内でやるのであつてフランス・アルプ年二回はしないのです。

○大石(武)政府委員 おっしゃる通りでございます。私の表現方法がさうかつかもせしめませんが、その三十六回の範囲内である、ただし去年よりは二回ふるえるだろう、こういうことではあります。

○中村(時)委員 あなたの答弁は誤解を受けやすいのです。三十六回だけれども、今まで三十六回やつていなかつた。そこでその範囲内でやるということなんでしょう。そうすると私がおかしいと思つたのは、そうならばこんな文章は要らない。ちやんと競馬法に出ておるのです。その第三条に「中央競馬の開催は、競馬場ごとに、年三回以内とする。但し、天災地変その他やむを得ない事由に因り、一競馬場において年三回開催することができないときは、その開催することのできない回数中央競馬は、他の競馬場において開催することができぬ」とつたわけである。そうすると今局長のおっしゃつたようなことは、何もわざわざごへ年二回の云々を書かなくても、ちやんとここにできているのです。

○渡部説明員 そこまではお話の通りでございます。この法律で書いておるのは、そういうふうにして自由にできるのだけれども、特に農林大臣の許可を受けなければ、この提出しておる法案の第二条によりまして、中央競馬会法第二十七条第一項による納付金を政府に納めなくて、競馬場の修築に使わせる、そこが違ふのであります。そういうことをするために特別に許可をする、こういうことではあります。

○中村(時)委員 どうとう語るに落ち

で、最初に戻つて納付金になつたでしょう。そうすると納付金という一言がはつきり出てきた、納付金とはつきりすれば、何もこういふようにならぬ、ないことをしなくては、納付金という問題を取り上げて、そして今言つたように、二億円足らぬ分をはつきりかといふ結論になる。そうするとこの法案とやらはらの問題になつて現われてくるだろうと私は思つたのです。

○渡部説明員 御承知のように中央競馬会法は昨年国会の御審議を願ひまして成立したのであります。その際に、国会の御意思によりまして一%の納付金の増額の修正がなされたように承知しておるのであります。それからまた一年そこそこで、せつかくそういうふうにして国会の意思から政府に対する納付金をとつて、それを社会保障であるとかいふいろいろな方向にたいして、修正されたのを、競馬の行方がよくあるのか減るのかということがまだはつきりつかぬうちに、その納付金を減らせといふことは、われわれ事務当局としてはいかにもつらいのであります。そうかといひますと、一方からいいますと、競馬場の修築は焦眉の急でありますので、ここに何とか活路を見出さなければならぬといふことで苦心をいたしたおるのであります。

○中村(時)委員 問題は、つらいとかつらくないか、はつきりしてはいるではないか、たとえばその当時の一%といふものは、この農林委員会の各委員の賢明な考え方によつて、こういう賭博的な行為に対する一つ罪滅ぼしをしようじゃないか、そこで社会保障にそ

れを持つていこうじゃないか、こういうことになつた。それはそれなんです。ところが今言つたように、あなた方の今までの計画がずさんであつたために、そうでしょう、その承認をしてしまつた。そしてできると思つてやつてみたらできなかった。子供でもわかる。できなかったことが今言つたように、二億といふものがどこにあるのだからそれを下さいということになるのだつたら、これは当然のことになる。

ただ原則として私たちは、競馬の開催が余分に開催されて、賭博的な行為が余分に行われるということは認められない。しかし実際に現実にはある問題なんです。ある問題が老朽しているから、これを修理せんならぬといふことも現実の問題です。そこでそれをせんならぬといふことも基本的には考えなければならぬ。考えた結果は、ぼつてみると、二億といふ金が残つてはいるではないか、こうなつてくる、それでしよう。今言つた九億八千万円と實際十二億あるのだ、こう言ひ。だからそれだけの実際の金がどこにあるわけです。『余つてないのだよ』と呼ぶ者あり。いや余つていふと言つておる。そこでその二億円の自然増に対して、それをあなた方がもらいたいといふ一点に尽きてきたのだから、それを下さいといふ方がすつきりして、つらいとかつらくないかといふ面子の問題よりも、それをすつきりさせた方がい

いじゃないかといふ考え方がなるのですか。

○大石(武)政府委員 お答えいたします。ほんとうは中村委員のおっしゃる通りなんです。ことしは大体一億二、三千万円余り、さうだといふ計画でござ

る。

いますが、来年果してどういふふうになるかわからない、不安定でございませう。ですからどういふふうにしていただけば一番確実な財源ができるというわけでありませう。その点を御了承いただきたいと思ひます。

○中村(時)委員 それでは最後の結論をつけたいと私個人は思つておられます。というのは、今言つたように、競馬の開催を余分に、そういふやり方をすれば、遺憾ながら私個人といたしましては、今の余分の金を、あなたに余るといふ発言をしていらつした方が、余るなら余るでもけっこうです、そこでその余る金をそちらの方に回すように努力をされんことを私は望むわけなのです。

○村松委員 芳賀君。

○芳賀委員 若干お尋ねしますが、最初にお尋ねしたい点は、昨年競馬法を通したときに、当時問題になつておつたのは、中央競馬会法の第四條の二項「前項の財産の評価については、政令で定める。」この点です。これは当時法律を審議する場合に、国が持つておる財産の評価がどうなつておるかということに非常な問題としておられたので、これはまだ明確になつておらず、それでいざれ政令をすみやかに出してその評価を行うということであつたのですが、もう一年以上たつておりますので、この財産評価といふものはどういふように行われて、それが政府の全額出資の形に処理されておるか、その点をお尋ねします。

○黒河内説明員 ただいまの芳賀先生の御質問に対してお答えいたします。これは昨年九月十六日現在におきまして、大蔵省の財務局の御専門家その他

民間学識経験者の方々を評価委員にお願いいたしました。国有財産の大体の時価の評価算定基準によりまして土地、不動産その他の立木等につきまして評価いたしました。その総額が御存じのように四十八億余の政府出資財産になつておるわけでありませう。それは政令におきまして当時国営競馬特別会計のうち、競馬監督上に必要な動産等を除きまして、あとを全部政府出資にいたしました。その額は時価で評価すれば約四十八億余になるわけでありませう。

○芳賀委員 そういたしますと、中央競馬会は、政府出資による資産が四十八億円ということになつておるわけですか。資産の構成がどういふふうになり明瞭になつておるのですか。

○黒河内説明員 そうです。

○芳賀委員 いや評価が行われたといふことでは、政府出資金が四十八億といふように確定されて、それが中央競馬会の資産内容に明確にできておるかどうかということですか。

○黒河内説明員 おっしゃる通りです。○芳賀委員 そういたしますと、不動産等の施設は、今までの例によりまして、政府の出資という形になつておつたのです。今度施設等を根本的に改修するといふことになつて、これがたとえ十億円かかるといふことになれば、これはその財産がそれだけ増額されることになるわけですか、その増額はどのようになつておるか、その面においてそれがふえていくか、その分だけは中央競馬会の不動産財産として帰属するか、そういう点はどういふことになりませうか。

現物出資いたしましたのであります。従いまして現在中央競馬会の所有物になつておられます。これを根本的に改修して評価額がふえたと、競馬会の所有の財産の評価額がふえてくる、こういうことになつておるのです。政府の出資額とは別の問題だと思ひます。

○芳賀委員 そういたしますと不動産の内容は、政府の出資に見合ふ分とそれから中央競馬会の財産に帰属する分と二つに分けられるわけですか。その場合お尋ねしたい点は、今後改装改築が大幅に行われたことが中央競馬会の財産になるということになりませう、政府の出資はだんだん老朽した債権とした場合にその出資金が減耗するといふ事態がだんだん起きてくる、その関係はどういふことになりませうか。

○渡部説明員 ちょっと変なかつたことになつておりますが、政府の出資金が四十八億になつておられます。ほかに出資をしてゐる人はないわけでありませう。従つて競馬会の財産がふえればその出資金に比例して政府の権利がふえていくのですが、競馬会はちょっと変なかつたことでありませう。何と云つても全額政府出資の団体といふことになつておりますので、名義といふ法律上は全然別個のものであるけれども、もしかりにここで明日競馬会が解散するといふことになれば出資に応じて財産を返還せよといふ問題が起きてくると思ひます。あるいは別に財産をほかに貸付せよといふ問題が起るかもしれませんけれども、ほかに正式にこの財産に対して請求する権利のある人は出てこないはずであります。

○芳賀委員 資本構成は今局長の言ひ

ようになるのですが、今までの経緯にかんがみた場合、国営競馬であった時代の施設を、それを金額に評価して出資という形にしておるわけですか。ですからそういうことになると将来四十八億といふものはあくまでも政府出資であるということになつて、一切の財産といふものは今後中央競馬会へ帰属していくといふ普通の、いわゆる特殊性といふものが全然なくなつたといふ通例の状態に切りかわつたと解釈していいわけですか。

○渡部説明員 出資をしたとたんに、従来のものが競馬会のものになつてしまつたのですが、それを改善して評価しても性質は同じであります。ただ普通の会社と団体であれば、解散の場合にその債務財産に対する請求権がどうなるかといふことが出てくるのであります。従つて、これも政府以外に出資者がなつておるから、競馬会の財産がふえればなるほど政府の財産がふえるということと同じことになつておるわけですか。

○芳賀委員 次にお尋ねしたい点は、これは競馬法の第三條の規定をある程度拘束するよふな法律の内容になつておるわけですが、稲富委員もあつた中村委員も指摘されたように、政府当局のあつた御説明によつた場合は、ことさらこの競馬法第三條の規定にかかわらずといふ必要は全然ないように考えられる。ただ問題は、当局のいわれる競馬法のいうところの、年一競馬場三回以内といふ点と、それから天災等による不可抗力によつて競馬を開催することができなかつた場合に、それを他の競馬場によつて行うことができるというその法律の持つておる意思

○大石(武)政府委員 実は第三條で「天災地変その他やむを得ない事由に因り」といふのは、私もよく考へております。それは「その他やむを得ない事由」といふことを考へておるわけでありませう。たとえ小倉であるとか新潟であるとかでは競馬を開催し得るわけでありませう。しかし実際八日なり六日間なりの毎日を十競馬なり十一競馬なりの競馬が行われます。三頭なり五頭なり十頭なりの馬がその競技ごとに集まらなければその競馬ができません。従つてどういふことも競馬をやりた

というものは、当初その当該競馬場において競馬をやる意思があつたにもかかわらず天災地変等によつて開催が不可能になつた場合の一つの規定だと思ひます。それを、赤字が出るとか、不振であるとかいふことが前提になつて、これは損をするからやる必要がない、中止をするといふことを方針としてお定めになつた場合において、これを他の競馬場において回数をふやすといふことはどういふことなんですか。意思があつたにもかかわらざるやうな障害によつてそれがその競馬場でやることのできなかつたといふ場合はこれは問題はなかつたのですが、もう最初から、計画の当初からの競馬場ではやらぬといふことをきめておる場合において、その開催不可能の一つの理由をもつて他の競馬場において全部で三十六回の範囲内ではやれるといふ解釈は、私は筋が通らないと思ひますが、

○大石(武)政府委員 実は第三條で「天災地変その他やむを得ない事由に因り」といふのは、私もよく考へております。それは「その他やむを得ない事由」といふことを考へておるわけでありませう。たとえ小倉であるとか新潟であるとかでは競馬を開催し得るわけでありませう。しかし実際八日なり六日間なりの毎日を十競馬なり十一競馬なりの競馬が行われます。三頭なり五頭なり十頭なりの馬がその競技ごとに集まらなければその競馬ができません。従つてどういふことも競馬をやりた

いけれども、やればひどい赤字になる

から満足な十分な競馬が行われたいという観点から、実際は開催が中止され、おろむわけでございます。これは客観的情勢によりまして明らかでない理由でありますので、そのようなわけで、そういふところは休んで、それだけ休んだかわり十分に開催し得る能力のある東京であるとか中山であるとかというところにおいでそのかわりをして、おろむというのが現状であります。

○芳賀委員 次官の御答弁によりまして、そういうような競馬場は、これは今後中央競馬として適格条件をすてに欠いておろむわけでありませぬ。だから、そういうような中央競馬としての資格条件が失われた競馬場は、これは閉鎖する方がよいのかと思つておる。いつまでもやらせるということに對しては、今後どういう理由でこれが復興されるかということになる。しかも私が申し上げたいのは、この中央競馬法第一條にはどういふことをおろむたつておるのか、健全な競馬の発展をはかるとも、その馬の改良、増殖であるとか、畜産の振興等も中央競馬法第一條の二のねらいになっておる。これは、ばくち行為という単なる営利だけの上に立って今後ものをおろむえになつていくとするならば、この第一條の産畜の振興等の目的は削除してしまつた方がよいわけだ。だから地方において競馬を存続しなければならぬという理由は、やはり第一條の精神の中にそのうごがあるから、これをやらなければならぬということになると思つておる。もう利益も上らぬからということであれば、これはむしろ第一條を削除して、それから不振な競馬場は全部閉鎖してしまつて、

もうかるところだけ経営するということに移行されたらどうですか、そういう御意思はありませぬか。
○大石(武)政府委員 おつしやる通りでございます。競馬は明らかにこの第一條の目的によりまして、馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するために行なつておるわけでございます。ところがこの目的そのものはまだ道が違ひであります。実情を申し上げますと、府中、中山の一番はやつておる大きな競馬場も、実際には馬が足りない現状であります。ここにかけるといふ現状であります。事実は馬の増殖とかが振興にはまだまだ道が違ひでございます。そして馬を作るというのはいづれの農家経営を助ける大きな道でございます。いままで、農家の経営が案になるよりも馬の増殖増産をはかりたいというわけでございます。従つて新瀉やそういうところでもできるだけやめたいので、そしてその付近の馬を増産するものが助かるようにという意味で進めておるわけでございますが、日本中央競馬会は発足以来一年でございますので、なかなか思うように参らないう状態でございます。その点を御了承いただきたく存じます。

○芳賀委員 これは政務次官の御高説ですが、今後日本において競馬が農業の発展と並行して期待されるということにはならないのです。百姓は競馬馬を農耕に使つてないのです。しかも農業が近代化されるに従つて、馬に対する依存度というのはだんだん減つておるのです。ですから今後数百年たつても、馬が乏えるということが農業に關連するということにはならないのです。ですから中央競馬会としての適格条件を欠くような競馬場というものは、だんだん圧縮されるような方向に持つていくべきであるから、これはあくまでも畜産振興のために地方にも中央競馬会を残して、ある程度の赤字が出てきておる程度でいくというようにならざるを得ないか、いかがですか。
○大石(武)政府委員 お答えをいたしませんが、私は宮城県でござりますが、宮城県ではアラブの馬を生産しており、いませんけれども、馬を愛する農家に對しては、一つの副業的な仕事として馬を生産して、十万円とか二十万円の現金収入を得ておるというふうな状態でございます。従つて、農耕には直接使ひませぬけれども、競馬馬を生産することによって利益を得る、農家の副業になつておるのであります。それから先ほどお尋ねになりました。赤字を重ねておる、現在休んでおる競馬場はやめたらどうかというお話でありましたが、これはまだ結論が出ておりませんが、だんだん一年、二年と経過を見まして、どうしてもこれはやめていけない、赤字が多過ぎて日本競馬会が立つていけないという状態になりませぬ、廃止をするのであります。またその結論には達しませんが、いすれ結論が出ましたら御報告申し上げますことになつておる。

○芳賀委員 最後に一点お尋ねいたしますが、そういう御方針なら、速急に今閉場する意思はない、そうすると一つの例をあげると、札幌競馬、これを来年はおやめになつて、そのかわり馬主協会に對して六百万円を預けてやらぬ、ということに取引したというふうな話もあるわけでありませぬ、これは何のために馬主協会に六百万円も、たださういふ特例法を設けなければならぬ、改修ができないような場合においてやるのが、今後地方の馬産とか畜産振興のために何か助けになるのですか。
○渡部説明員 先ほどから政務次官がお答えしておられますように、地方々々の特性に応じて馬の生産に役立つように競馬会の運営をやっていきたい、こういうのであります。北海道におきましては、去年は開催したのであります。去年の開催は開催者も地元の人々もあまり満足できない。北海道はちよつと特殊な条件がありまして、どうして船に馬を乗せなければ送れないというふうな関係もあって、なかなか向うに馬が寄つてもらえない。そこで抽せん馬を奨励いたしました、地馬で相当の競走馬ができるような方途を講じて、基礎を作つてから開催することにした方がよいじゃないかという地元の方々の大方の御意見がありましたので、そういう点を競馬審議会で審議していただきまして、とにかく三十一年度は休む、そして基礎を作るといふことに重点を置くというふうなことで、お話のようなことに切りかえたのであります。

地方競馬に転落するというわけですね。北海道との間には海があるのですから、海の上を馬に歩かせるという事態はなかなかないと思つておる。そのうすうすとの海峡を何らかの形で船で通らぬと、北海道における中央競馬会の開催は不可能になるのです。
○大石(武)政府委員 お答えをいたしますが、北海道は優秀な馬の生産地でございます。従つて、地元の生産意欲を減退させないように、函館とかあちらの方の中央競馬を廃止する意思は今のところございません。先ほど局長から申し上げましたように、北海道産のいい馬が二、三年たつては生産されたい見通しがつきましたので、とりあえず来年休むことになりましたので、決して今のところ廃止するといふ考えはございません。

○中村(時)委員 私はどうもあなたの方のやつておるのをごまかしのほうなんです。そこであなたの方のほうの腹というものは、たとえば現在九億八千三百万円に對して——政務次官は間違ひないようにはして、おそろしく十二億円といふものは自然増なんですから、何も余つてそこにあるわけでもない、ところがその金は地方財政なり、いろいろな方向に使つてしまつて、実際にはない。なかなかとれない、というのが本質じゃないかと思つておる。そこでどうしてこの四月に取りたい、こ

○芳賀委員 廃止する意思がなくとも、やる意思があれば何もならないじゃありませんか。
○大石(武)政府委員 やる意思は十分持つております。やりたいと思つておる。

○渡部説明員 大体その程度の補助金と申しますが、奨励的なものを出してやつていきたいと思つておる。

○芳賀委員 その次は、やはりこれは主協会に對して六百万円を預けてやらぬ、ということに取引したというふうな話もあるわけでありませぬ、これは何のために馬主協会に六百万円も、たださういふ特例法を設けなければならぬ、改修ができないような場合においてやるのが、今後地方の馬産とか畜産振興のために何か助けになるのですか。
○渡部説明員 先ほどから政務次官がお答えしておられますように、地方々々の特性に応じて馬の生産に役立つように競馬会の運営をやっていきたい、こういうのであります。北海道におきましては、去年は開催したのであります。去年の開催は開催者も地元の人々もあまり満足できない。北海道はちよつと特殊な条件がありまして、どうして船に馬を乗せなければ送れないというふうな関係もあって、なかなか向うに馬が寄つてもらえない。そこで抽せん馬を奨励いたしました、地馬で相当の競走馬ができるような方途を講じて、基礎を作つてから開催することにした方がよいじゃないかという地元の方々の大方の御意見がありましたので、そういう点を競馬審議会で審議していただきまして、とにかく三十一年度は休む、そして基礎を作るといふことに重点を置くというふうなことで、お話のようなことに切りかえたのであります。

ういうことになってくるのが私は本質だと思ふ。それをあなた方は隠して、ああでもないこうでもないといっているところに問題が複雑になっている。実際のねらいというものは、今言つたように、十二億円という自然増が地方財政に使われて、それを取らうと思つても取れない。そこであなた方はとりあえず四月一日までに余分なものを作つてやつてみようじゃないかといふねらいになつてきたのではないか。そこで考え方が二つある。一つは四月一日まで待つて、次に来たるべき予算の編成の際にこれを公的につつきりと取り上げるか、あるいはその自然増が、たとえばそれをないしよで取ることなどだから、予算上困るといふような建前から、こういう方向をとるといふ骨子が出てこなければならぬ。それをあなた方は隠しているから、問題が複雑になつてくる、私はそう思ふ。私の意見が違つているなら違つてゐる、あなたの考え方が正しいなら正しいと、はつきり言つてごらん下さい。それをごまかしているところに問題がある。

取れないものは取れない、こうするにはこうする、そうはつきり言つてごらん下さい。それによつてわれわれは検討しなければならぬ。そういふごまかしはやめて、すつきりしましよや。

○大石(武)政府委員 よくわれわれ政府側の立場を御了解いただきまして、言いにいくところは適当に御推察していただくかと思ひます。ただ表向きの理由は、これは今年は一億余りの増収がある見込みではございますが、果して来年もさ来年もそのような増収が見込めるかどうかという確信がまだないわけでございます。それよりはごち

らの方が確実に入るといふ見通しでございますまして、あとは適当に御推察をお願いしたい次第でございます。

○中村(時)委員 見込みがあるかないかといひましても、考へてごらん下さい。たとえ九億八千万円で押えたのは、今全部の売上金を百十億円と最低に押えても十二億円出る。その九億八千万円が実際はどうなるかわかりません。——わからぬことは確かだけれども、最も最低の最低で押えてもこうなつてゐる。あなたの言つてゐるのは間違ひなんです。会計法上から、予算上からいつて、今あるところの番産費用にあるいはまた社会保障費に一一％とられてゐる。それをまた引つ込むといふことになれば、法律の改正をしなければならぬ。そういう繁雑さなり予算の上でそういうことがなかなか認められないといふところに、今言つたような方途が出ておるのであつて、将来どうなるかわかりませんからそれを取り上げるのでは決してありませんといふ答弁では私は納得しない、どうですか。

○大石(武)政府委員 万事中村委員の御推察におまかせいたします。よろしく御推察を願ひます。

○中村(時)委員 将来において最も大事なことですよ、将来において、それがあいまいもこととして明瞭を欠いたらほんとうに推察になつちやつてがしゃがしゃになつちまう。だから私はあなたのおつしやつてゐることは間違ひではないと思ひけれども、会計法上なり予算の上から、今言つたような方向を取り上げるから本文まで訂正しなければならぬ。いろいろな問題が起つてくるので、この問題の取り上げ方ができ

ないんだ。そこでどういふ法律体形に持つていきたいのだというお考へになつたと思ふ。ところがあなたのお考へはそうじゃない。あなたのお考へは、将来その自然増があるやらないやらかりませんとしようよお考へをしつてゐるから、それは大きな間違ひではないかと言つてゐる。その基本によつてわれわれも考へていかなければならぬ。こういうところがきまるかきまらぬか、最後の点に來てゐる。それを御推察になつていようよなごとなつたら大へんなことになりますよ。

○大石(武)政府委員 中村委員のおつしやる通りでございます。

○村松委員長 この際暫時休憩いたします。

午後一時二十二分休憩
午後三時十一分開議

○村松委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律案を議題といたし審査を進めます。

ほかに御質疑はございませんか。なければこの際委員長より修正案の提案をいたします。修正案の案文は印刷に付してお手元に配付いたしておりましたが、一応これを朗読いたします。

日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律案に対する修正案

日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中「二年二回を限り」を「全競馬場を通じて年二回を限り」に改める。

理由はきわめて簡単でございます。午前中の質疑にも表われておりますように、本法案の字句の解釈について明確を欠くおそれのある点がございませぬので、この点を明確にいたしますために、以上の修正をいたした次第でございます。

これより討論に入りますが、討論を省略して採決するに御異議ございませんか。

○村松委員長 御異議なしと認めます。よつて採決をいたします。ただいま提案をいたしました修正案についてまず採決いたします。修正案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔総員起立〕
○村松委員長 起立総員。よつて本修正案を可決いたします。

次に本案のうち修正の部分を除いた政府原案について採決いたします。これに賛成の諸君の御起立を求めます。

〔総員起立〕
○村松委員長 起立総員。よつて本案は修正案のごとく修正すべきものと決しました。

なおお諮りをいたします。本案に関する衆議院規則第八十六条の規定による報告書の作成につきましては委員長に御一任願ひたいと思ひまするが、これに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○村松委員長 御異議なしと認め、さうに決しました。

明日の議案その他については公報をもつてお知らせいたし、午前十時半より開会することとして、本日はこれにて散会いたします。

午後三時十四分散会

衆議院事務局

〔参照〕
日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告
〔都合により別冊附録に掲載〕